

久留米市コミュニティ審議会 第5回会議

平成24年7月24日(火) 9:30～
久留米市役所401会議室

次 第

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 委員の交代について
- 4 議事
 - (1) 第4回審議会について
 - ①会議録(案)について……………P 1
 - ②会議録要旨(案)について……………P 9
 - (2) 校区コミュニティ組織の活性化及び協働の推進について【諮問事項】
 - ①中間答申(案)について
 - 1 校区コミュニティ組織との協働の推進について
 - (1)校区コミュニティ組織と市の協働推進について……………P 11
 - (2)校区コミュニティ組織と市民公益活動団体の協働推進について……………P 13
 - (3) 校区コミュニティ組織の機能強化について [2-(1)]……………P 15
- 5 その他
- 6 閉会

久留米市コミュニティ審議会 委員名簿

(平成 24 年 7 月 1 日)

選出区分	氏名	組織・役職名
1号委員 (学識経験者)	古賀 倫嗣	熊本大学教育学部 教授 副学部長
	満岡 誠治	久留米工業大学 工学部 准教授
	古賀 桃子	特定非営利活動法人 ふくおか NPO センター 代表
2号委員 (地域コミュニティ 組織の代表者等)	溝口 寛	久留米市校区まちづくり連絡協議会 会長
	竹村 俊文	田主丸校区まちづくり振興会 会長
	下川 正春	弓削校区まちづくり振興会 会長
	松田 正也	城島校区まちづくり創造会議 会長
	有馬 良信	犬塚校区まちづくり振興会 会長
	井手 和芳	久留米市校区まちづくり連絡協議会 (地域連絡部会)
	湊本 玲子	久留米市校区まちづくり連絡協議会 (市民学習部会)
	宇野 恵	久留米市校区まちづくり連絡協議会 (事務局連絡会議)
	岡 リツ子	久留米市地区社会福祉協議会連合会 会長
	中野 武則	久留米市地区環境衛生連合会 会長
3号委員 (市民公益活動団体 の代表者等)	今村 勲	特定非営利活動法人 久留米市民活動支援機構 代表理事
	古賀 慶子	特定非営利活動法人 栄養ケア・ちっこ (理事)
	村井 麻木	ツインズクラブ久留米 代表
4号委員 (市職員)	吉丸 太	協働推進部 次長
	佐藤 光義	市民文化部 次長
	伊崎 より子	協働推進部 男女平等政策課 課長
5号委員 (市長が特に必要と 認める者)	※江良 猛	久留米人権擁護委員協議会 会長
	吉田 裕子	久留米市社会福祉協議会 事務局長
	高山 美佳	みどりの里づくり推進委員会 委員

※新任委員

(敬称略)

4 議事

(2) 校区コミュニティ組織の活性化及び協働の推進について【諮問事項】

①中間答申（案）について

1 校区コミュニティ組織との協働の推進について

(1) 校区コミュニティ組織と市の協働推進について

【現状及び課題】

市は、協働のまちづくりの観点から、校区コミュニティ組織と連携協力して「まちづくり」を進めている。

しかしながら、市職員の協働に関する共通認識が十分でなく、市と校区コミュニティ組織との情報や課題の共有化が不十分である。また、全市的な情報や課題は、市から久留米市校区まちづくり連絡協議会を通じて校区コミュニティ組織へ提供するなどしているが、市は、校区コミュニティ組織からの十分な情報収集ができていない。

このように、情報や課題の共有化が十分でないまま、市は、校区コミュニティ組織に連携協力を求めている状況であるので、校区コミュニティ組織と市が、相互に協働によるまちづくりについて理解を深め、良好で対等な関係や、共通認識化のための仕組みを構築する必要がある。

また、市は、校区コミュニティ組織や自治会、各種住民団体など地域コミュニティ組織の大切さと、地域コミュニティ組織との連携協力がなくては市の多くの業務が成り立たないということを全職員が理解するとともに、各校区に出向いて実態把握に努めるなど、「行動する職員」を育成していく必要がある。

【答申（案）】

校区コミュニティ組織の基盤は、自治会である。

校区コミュニティ組織においては、活動に関する情報の積極的な発信を行うなど、自治会の組織強化に向けた取組みを継続して支援する必要がある。

市においては、校区コミュニティ組織や自治会の役員の高齢化や担い手不足が進んでいること、社会情勢の変化や価値観の多様化により自治会加入促進活動が困難になっていることなど、地域の現状を十分に把握する必要がある。

協働によるまちづくりを進めるためには、校区コミュニティ組織においては、今日的な共通課題などの情報を活用し、校区の特色にあった地域づくりを主体的に進める必要がある。

市においては、様々な地域課題の情報とその解決に向けた行政施策については、校区コミュニティ組織が十分に理解することができるよう、各校区コミュニティ組織との情報交換の場の創出に努められたい。

今後、各校区コミュニティ組織と市が協働のまちづくりを進めるにあたっては、市内すべての校区コミュニティ組織の共通課題の解決を目的とする久留米市校区まちづくり連絡協議会が果たす役割がますます重要となっていく。

そのため、当該連絡協議会は、各校区コミュニティ組織間の情報交換や共通課題の研究に今後も積極的、継続的に取り組むとともに、各校区コミュニティ組織内において市との協働に関する情報が積極的に発信され、十分共有化され、校区全体が活性化するよう取り組む必要がある。

市においては、当該連絡協議会からの情報が担当部局から各部局に行き渡るような施策を講じられたい。

市職員の協働のまちづくりに関する認識を向上させるためには、地域活動を通じて地域の課題に直接接することが有効である。市は、職員が地域住民の一員として積極的に地域活動に参加することとなる研修や参加促進につながる取組みを推進されたい。

1 校区コミュニティ組織との協働の推進について

(2) 校区コミュニティ組織と市民公益活動団体の協働推進について

【現状及び課題】

校区コミュニティ組織と市民公益活動団体は、いずれも「ひとづくり」と「まちづくり」等の活動を通じて主体的な取り組みを行っている。

校区コミュニティ組織や自治会をはじめとする地域コミュニティ組織も市民公益活動団体も、住民の快適で幸福な生活を望み、それぞれに「住みよい地域社会づくり」の実現を目指している。

このように、地域社会の各構成員が、その目的に沿って主体的に自らの活動をすすめるとともに、適切な役割分担のもとで、各団体が抱える課題、不足部分、機能などを相互に補完しながら活動を行っていく状態が「まちづくり」の姿である。

しかしながら、校区コミュニティ組織と市民公益活動団体との間で、相互理解が不足していると感じられる場面が見られるとともに、それぞれの活動においても、相互の日常的な交流、情報及び課題の共有化、連携協力はいまだ活発化しているとは言いがたい。

そこで、市は、校区コミュニティ組織と市民公益活動団体とが協働事業を行うことによる利点や効果を認識してもらうとともに、それぞれの交流が活発化するための施策を検討していく必要がある。

【答申（案）】

校区コミュニティ組織と市民公益活動団体との協働を進めるためには、互いを尊重し、互いを理解することが重要である。

校区コミュニティ組織と市民公益活動団体は、それぞれが自発的に情報提供を行い、お互いに情報交換を進めるなど、日常的な相互交流が必要である。そこで、各団体においては、主体的に情報交換の場に参加し交流を深めるとともに、市においては、相互の協力関係構築のために交流の機会と場の創出を進められたい。

また、相互の関係構築のためには、コーディネート機能が重要な役割を果たすものである。各団体においては、お互いに知り合い、相互連携のきっかけづくりができるよう、主体的にコーディネートを行えるような環境づくりに向けて検討を進められたい。また、市においては協働推進によるメリットがより発揮できるよう、効果的なコーディネート体制の構築が進むよう努められたい。

さらに、協働事業による互いのメリットや役割分担の重要性等を共有化することで、事業への理解や取組みは促進されるものと考えている。そこで、市においては、各団体が効果的に協働事業に取り組めるよう、協働の進め方に関するわかりやすい手引書等について、市民との協働により作成するとともに、校区コミュニティ組織、市民公益活動団体をはじめとする様々な団体は、その活用を進められたい。

市は、校区コミュニティ組織と市民公益活動団体による協働事業が促進されるよう、情報提供、人材育成、活動発表、補助金などの支援施策のさらなる充実を図るとともに、やる気を応援するような活動への支援を検討されたい。

4 議事

(3) 校区コミュニティ組織の機能強化について [2-(1)]

2 校区コミュニティ組織の活性化について

(1) 校区コミュニティ組織の機能強化について

【現状及び課題】

校区コミュニティ組織は、地域の課題解決や活性化のため各種事業を行っており、多くの校区住民の理解と参加のもと、総合的なまちづくり活動を行うことをめざしている。また、総合的なまちづくり活動を行うため、構成団体である自治会や各種住民団体が相互にネットワーク化に努めている。

総合的なまちづくり活動のいっそうの活性化のためには、校区ごとの課題などの情報を集約・整理し、校区としての目標などまちづくりの方向性を示し、校区住民と共有化する必要がある。

また、ネットワークの核である校区コミュニティ組織の役員会に、校区コミュニティ組織の構成団体である自治会や各種住民団体から多くの参画を得るなど、校区のまちづくりに関する情報や課題の共有化を進めるとともに、後継者育成に努める必要がある。

さらに、多様化・複雑化する課題への対応やいっそうの活性化を図るためには、校区コミュニティ組織の事務局と各種住民団体との役割分担などを検討し、従来からの事業の効率化を図り、新たな視点で課題解決や校区の特色ある事業に取り組む必要がある。

【提起】

校区コミュニティ組織の機能強化に向けて、役員会や構成団体がそれぞれの課題を解決し、ネットワーク型組織としていっそうの活性化を図る必要がある。

- ・校区独自の中期的な「校区まちづくり活動計画」の必要性
- ・校区コミュニティ組織役員会の機能のさらなる充実
- ・校区コミュニティ組織事務局の業務遂行上の課題

校区コミュニティ組織の規約における目的や基本方針、事業計画の活動方針の状況

1 規約の目的の規定（46 校区規約から）

(1) 共通的表现

表 現	校区数
校区の総合的なまちづくりひとづくり	45
会員、構成団体相互の協調・連帯促進	43
明るく住みよい安全安心な地域社会の形成	43

(2) 事例

A 校区	委員会は、 <u>会員相互の協力・協調</u> のもとに、A校区の <u>総合的なまちづくり並びに人づくりと各種団体の連携・連帯</u> を推進し、その活動拠点として校区コミュニティセンターを整備することにより、 <u>明るく住みよい安全な地域社会の形成</u> に寄与することを目的とする。
B 校区	会は、 <u>会員相互の協力・協調</u> のもとに、 <u>歴史と文化と自然環境に恵まれた</u> B校区の特色を生かし、 <u>会員一体となって生き生きとした明るい住みよい総合的なまちづくり</u> や <u>福祉及び郷土産業振興</u> に取り組むとともに、 <u>人づくり、まちづくり</u> の拠点である校区コミセンを設置し、校区の活性化を図ることを目的とする。
C 校区	本会は、 <u>会員相互の協調・連携</u> のもとに、C校区の <u>総合的なまちづくり及び人づくり並びに各種団体の協調・連帯</u> を推進し、校区内の自治会の健全な発展を図り、 <u>明るく住みよい、安心・安全な地域社会の形成</u> に寄与することを目的とする。

2 規約の基本方針の規定（46 校区規約、校区コミュニティセンター管理運営規程から）

(1) 共通的表现

表 現	校区数
非営利、政治的・宗教的中立	30

(2) 事例

D 校区	<p>協議会は、<u>組織の中立性の確保</u>並びに会員の権利及び利益を確保するために、次の行為をしてはならない。</p> <p>(1) もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事業に会の名称を利用させ、その他営利事業を援助すること。</p> <p>(2) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。</p> <p>(3) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支持すること。</p> <p>(4) 協議会の保有する個人情報について、個人情報の保護に関する法律第3条に規程する基本理念に反する管理等を行うこと。</p>
------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

3 事業計画の活動方針の規定（46 校区の H24 総会資料から）

(1) 共通的表现

表 現	校区数
各団体等との連携強化	36
教養・文化・スポーツ活動の促進	35
防犯・防災等生活環境の充実	31
地域福祉活動の強化	29
住民相互の連帯感の醸成	29
青少年の健全育成強化	25
環境美化、保全への取組み	19
人権啓発の推進	12
行政機関、学校等との連携強化	10
役員会の定例化	9
自治会加入促進	6
コミュニティセンター施設利用促進	5
ボランティア団体等への支援・協力	5

(2) 事例

E 校区	地域の皆様や行政機関・学校、諸団体と連携を強化し、 <u>防犯・防災等生活環境の充実、地域福祉・人権啓発の増進、青少年の健全育成の強化、文化スポーツ活動の促進、住民相互の連帯感の醸成</u> を図ってまいります。
F 校区	地域住民が住みやすい環境づくりを進めるため、 <u>ボランティアなどの活動を支援</u> します。
G 校区	自治会未加入世帯に対する、 <u>「自治会加入」</u> を行政とともに強力に推進する。
H 校区	<u>気軽に利用でき、親しまれるコミュニティセンターの実現。</u>
I 校区	将来のまちづくりを見据え、校区全体の現状・課題を把握するため、校区だより発行や役員会・各部会を定期的に開催し、校区の情報共有に努めます。
J 校区	<u>会員相互の協力・協調の下に校区の総合的なまちづくりと各種団体の連携・連帯を推進</u> することにより、明るく住みよい地域社会に役立つために、会員皆様の生活に深く根ざした事業運営を民主的に、かつ永続的に校区の発展に寄与することを主眼に個性あるまちづくり活動に努めてまいります。そして <u>久留米市行政との協働を積極的に推進</u> することが大切です。
K 校区	行政との協働のもと、 <u>久留米市校区まちづくり連絡協議会、各団体等及び関係機関相互の協調・連携を強固</u> にするため、校区まちづくり振興会会議における情報交換により情報を共有し、コミュニティセンター（事務局）を拠点とした事業の効率的・効果的な推進を図る。
L 校区	<u>久留米市校区まちづくり連絡協議会とL校区まちづくり振興会及び各種団体との情報の共有化の推進。</u>

平成23年度 校区コミュニティ組織の役員会等の状況

1 役員数（46校区役員名簿から）

区 分	会 長	副会長	会 計	理事等	監 事	計
46校区計	46	97	21	836	85	1,103
【 平 均 】	1.00	2.11	0.46	18.17	1.85	23.98

2 役員会の状況（総会資料、校区だより から）

(1) 役員会又はこれに準ずる組織の数

役員会又はこれに準ずる組織の数	1 組織	2 組織	3 組織
校 区 数	16	26	4

※例：三役会（12回）の後に役員会（12回）、役員会の後に理事会（12回）開催

(2) 役員会の名称および開催頻度

区 分	年1～2回	年3～6回	年7～9回	年10～11回	年12回	年12回以上	計
会長・副会長会			1		1		2
三役会	2	1	1	3	2	1	10
五役会	1						1
執行委員会					1		1
常任委員会	1	1					2
常任理事会	1	1		1	2	1	6
役員会	1	4	9	2	9	8	33
理事会	3	3	2	2	1	1	12
幹事会		1			1		2
運営委員会	1	2	1				4
企画調整会議				1			1
部長会		1					1
正副部長・班長会				1			1
校 区 数	10	14	14	10	17	11	76

3 役員の組織内における兼職の状況（46 校区役員名簿から、重複あり）

区 分	会 長	副会長	会 計	理事等	監 事
自治会関係	13	15	2	297	
部会関係	1	8	1	260	
地区社会福祉協議会関係	1	3		15	
校区暴力追放推進協議会会長	1			5	
校区学校施設開放運営委員会関係	1			3	
校区青少年育成協議会関係				15	
校区青少年学校外活動支援事業運営委員会関係	1			3	
学童保育所運営委員会関係	2			3	1
共同募金会関係	1			6	
自主防災会会長	1				
民生委員・児童委員協議会関係		2	1	13	
母子寡婦福祉会関係		1		5	
女性の会関係		3		14	1
日赤奉仕団関係		1		4	
校区環境衛生連合会関係		1			
校区人権啓発推進協議会関係		1		13	
子ども会育成会関係				14	1
公民館分館長					1
老人クラブ連合会関係				15	1
交通安全協会関係				13	
防犯協会関係				13	
小学校 P T A 関係				11	
中学校 P T A 関係				11	
消防団分団関係				11	
消防後援会関係				7	
小学校校長				7	
中学校校長				7	
女性防火クラブ関係				6	
体育指導委員関係				5	
委嘱学級関係				3	
献血推進協議会関係				2	

旧町地域の校区コミュニティ組織設立準備会配付資料（H22年度）から

新たに設立される校区コミュニティ組織の規約等に関する整理について

1 旧町地域において新たに設立される校区まちづくり振興会（以下「会」という。）が、組織運営上自ら定める規約等は、以下のとおりとします。

- (1)規約、 (2)規則、 (3)規程、 (4)要綱、 (5)要領

2 上記の規約等の類別は、以下のとおりとします。

規約等名称	説明	例示	会長	役員会	総会
(1)規約	<p>会の運営全般に係る最高規範です。内容は会の運営の基本的事項について定めるものです。</p> <p>その改廃は総会の議決を要するものとし、原則として総会出席者の過半数の賛成を要するものです。</p> <p>なお、総会に付議するにあたっては、会長が役員会に付議し、役員会の承認を経ることが必要です。</p>	組織規約		役員会 へ 付議	承認 ↓ 総会 へ 付議 議決
(2)規則	<p>会長が、会に関する規約に定められた事項に基づき、業務の運営及びその取り扱いについて定めたものをいいます。</p> <p>その制定・改廃は会長が役員会に付議し、役員会の承認を経て定めるものです。総会の議決は必要ではありませんが、役員会の承認を経た後の直近の総会において報告する必要があります。</p>	事務局規則 会計規則 事務局職員就業規則 部会設置規則 役員会運営規則		役員会 へ 付議	承認 ↓ 総会 へ 報告 報告
(3)規程	<p>会長が、組織上の事務処理手続きその他事務処理上必要な事項について定めたものをいいます。</p> <p>その制定・改廃は会長が役員会等に付議し、役員会の承認を経て定めるものです。</p>	センター管理運営規程 慶弔及び褒賞規程 旅費規程 事務局職員給与規程 退職手当支給規程 懲戒規程 職員採用規程		役員会 へ 付議	承認
(4)要綱 (5)要領	<p>いずれも各種事務を行うための一般的な基準や事務職員の業務遂行上必要な細目的事項等、事務処理を行うための基準を定めたものです。</p> <p>「要綱」と「要領」の区分としては、まず大綱的な部分を「要綱」で定め、細目的な部分を「要領」で定めるのが通例です。</p> <p>その制定・改廃は会長が専決し、専決した後の直近の役員会で報告する必要があります。</p>	会計取扱要領 職員採用要領 ○○実行委員会 設置要綱 ○○実行委員会 事務取扱要領 ○○部会 事務取扱要領		専決 ↓ 役員会 へ 報告	報告

サロンりんどう みんなで爆笑 九大生落語寄席



開催日時 6月15日(金) 10:00~12:00
場所 コミュニティセンター大ホール

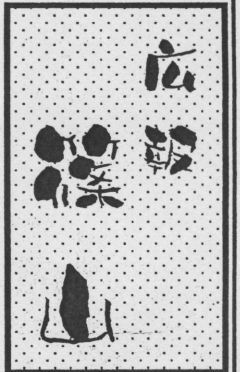
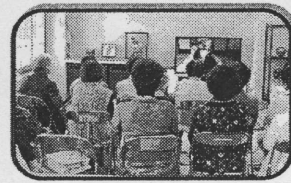


平成 24 年度 3 回目のサロンりんどうは、青少年育成部の皆さんの担当で、九州大学落語研究会の皆さんをお招きし、落語寄席を開催いたします。「笑う」というのは一番手軽な健康法ではないでしょうか。皆さんでおなかの底から笑いましょう。お誘い合わせのうえたくさんのご参加お待ちしております。

ご報告



5月16日のサロンりんどうは、太極拳教室を開催致しました。スローな動きにも関わらず大変な運動量だったと好評でした。別室では映画『武士の家計簿』を鑑賞しました。皆さん本当にありがとうございました。



発行
篠山校区まちづくり振興会
久留米市城南町 22-28
TEL 32-2553
http://sasayamamachidukuri.web.fc2.com/

篠山校区の人口
世帯数 3,106 (+10)
人口 6,872人 (+26人)
男 3,226人 (+11人)
女 3,646人 (+15人)
() は前月比
[平成 24 年 5 月 1 日]

久留米市よりの防犯灯設置費の全額補助の実施について

今年度も自治会などの住民組織が設置する防犯灯(新設及び更新)に対して全額補助(限度額あり)が実施されます。設置費に対して、1基あたり、下記の金額を限度に補助金が交付されます。

維持管理費につきましては、住民組織での負担になりますが、LEDへ変えられると電気代がお安くなり電球も長持ちしてお得です。LED等の環境負荷の低い器具の設置を推奨しております。

補助金額(1基あたりの限度額)

	LED等
設置の電柱等に取り付ける場合	34,000円
専用柱を新設して取り付ける場合	73,000円
専用柱の撤去を伴う場合	上記補助金額に1基あたり16,000円を加算

各種条件等ありますので、詳しくは市役所協働推進部安全安心推進課(TEL 30-9094)までお問合せください。申請の書類はコミュニティセンターにもあります。

自治委員さんへお願い

自治委員さんには、大変お手数をおかけいたしますが、あなたの地区の会計さんまで、校区運営費を八月末までに納めていただきますようお願いいたします。

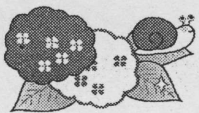
一世帯の前期分(四月~九月) 220×6=1,320円

第一地区

第二地区、第三地区、第四地区

*コミュニティセンター(城南町) Tel 32-2553(3)

◎会計さん大変ですけど今期もよろしくお願ひいたします。
※町内組織のあるところは町内組織の会計さんへお届けください。



平成 24 年度篠山校区まちづくり振興会予算(単位: 千円)

収入の部	支出の部
振興会費 3,700	管理費 15,098
市補助金 12,467	事業費 2,940
使用料 950	積立金 570
繰越金 1,591	予備費 320
雑収入 220	
合計 18,928	合計 18,928

平成 23 年度篠山校区まちづくり振興会決算(単位: 千円)

収入の部	支出の部
振興会費 3,826	管理費 14,495
市補助金 12,258	事業費 2,067
使用料 1,195	積立金 1,070
繰越金 1,376	予備費 0
雑収入 568	繰越金 1,591
合計 19,223	合計 19,223

24年度がはじまりました

4月26日(木)篠山コミュニティセンターにおいて平成24年度篠山校区まちづくり振興会理事會総会が開催されました。事業報告、決算報告、監査報告がされ、引き続き24年度の事業計画、予算案が承認され新年度がスタートしました。